

関係団体の長 殿

鹿児島県土木部長

建設関連業務委託に係る最低制限価格について (通知)

平素より、本県の土木行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、県が発注する建設関連業務委託に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしましたのでお知らせします。  
貴下会員の皆様への周知について、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

- 1 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格  
最低制限価格については、測量業務は予定価格に82%、設計業務は予定価格に80%、地質調査業務は85%を乗じて得た額とする。
- 2 維持修繕業務委託
  - (1) 積算体系が土木工事標準歩掛によるもの  
最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額(K)に100分の110を乗じて得た額(ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額)とする。  
※  $K = A + B + C + D$ 
    - A : 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
    - B : 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
    - C : 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
    - D : 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
  - (2) 積算体系が土木標準歩掛によらないもの  
最低制限価格は、予定価格に88%を乗じて得た額とする。
- 3 測量・建設コンサルタント等業務とは、鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱(平成21年鹿児島県告示第485号)第2条第1号に規定する業務(測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務)をいう。
- 4 維持修繕業務委託とは、測量・建設コンサルタント等業務委託を除く、清掃、除草、伐採、剪定、補植、点検業務等をいう。
- 5 この通知は、平成31(令和元)年5月1日以降に指名通知を行う建設関連業務委託契約から適用する。

— 問合せ先 —  
鹿児島県土木部 監理課  
入札・指導係 内園, 梶  
TEL : 099-286-3508